

2020年4月17日

「一時帰休」の実施について

令和2年4月15日にお知らせをいたしました、新型コロナウイルス感染症の拡大等による、業務量の急激な縮減に伴う「一時帰休」の実施について、労働組合と協議を行っていましたが、本日、以下の内容で合意に達しました。

1. 対象箇所・対象者数

営業系統 【約400名】	駅	出改札、 インフォメーションデスク	5箇所	札幌駅、新千歳空港駅、旭川駅、 函館駅、新函館北斗駅
	旅行センター		6箇所	札幌支店、帯広支店、釧路支店、 旭川支店、函館支店、 法人旅行札幌支店
	お客様コールセンター		1箇所	札幌
運輸系統 【約300名】	運転士		3箇所	札幌運転所、帯広運転所、 函館運輸所
	車掌		1箇所	釧路運輸車両所
本社等 【約750名】			5箇所	本社、東京事務所、東京営業部、 仙台営業所、大阪営業所
合 計 【約 1,450名】				

2. 実施方法

- (1) 駅、インフォメーションデスク、旅行センター、お客様コールセンターは複数窓口を一部縮減し、対応いたします。
- (2) 運転士、車掌は乗務行路数を一部縮減し、対応いたします。
- (3) 一人当たり月に数日程度、一時帰休を指定します。
- (4) 賃金については減額を行わず、国の「雇用調整助成金」の活用を検討します。

3. 実施期間

令和2年5月1日（金）から令和2年7月23日（木）まで